

教育実習の受入れ基準について

令和5年6月16日
東松山市教育委員会

教育実習は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のため、学校教育の実際を体験的かつ総合的に理解できるための重要な機会であり、次代の学校教育を担う後進を育む重要な活動です。

こうした意義や必要性に鑑み、安全で円滑な受入れを進めるために、教育実習の受入れ基準については、下記のとおりとします。

記

- 1 東松山市立学校において教育実習を行う学生は、次の各号のいずれかに該当する者に限ること。
 - (1) 本市の市立学校を卒業した者
 - (2) 卒業後に教職に就くことを志望とする者
- 2 校長は、上記1に該当する者の中から、教育実習生にふさわしい者を選定し、受入れを許可すること。
- 3 教育実習の受入れは、次のとおりとする。
 - (1) 受入れ期間は、受け入れる学校の校長の指示に従い、教育活動に無理のない期間とすること。
 - (2) 教育実習生が、実習において発生させた事故の一切の責任は、大学が負うものとする。
- 4 大学は、教育実習開始日の30日前までに、市立学校に次の書類を提出すること。
 - (1) 「教育実習生受入れ内諾申請書」・・・様式第1号
- 5 教育実習の受入れ及び期間を決定した市立学校は、教育実習開始日の14日前までに、申請をした大学に次の書類を送付すること。ただし、次の書類に定める記載事項が確認できる様式であって、別に様式が定められているものについては、当該様式をもってこれに代えることができる。
 - (1) 「教育実習生受入れ内諾書」・・・様式第2号

6 内諾を受けた大学は、教育実習開始日の14日前までに、教育委員会に5の写し及び次の書類を提出すること。

(1)「教育実習生受入れ許可申請書」・・・様式第3号

7 教育委員会は、6の許可申請書が提出されたときは、その適否を判断し、申請をした大学に次の書類を送付すること。

(1)「教育実習生受入れ許可書」・・・様式第4号

8 教育実習生の受入れについては、この基準に定めるもののほか、教育委員会又は校長が必要な事項を別に定めることができる。